平成22年2月 滋賀県後期高齢者医療広域連合議会臨時会

会 議 録

平成22年2月17日 開会 平成22年2月17日 閉会

滋賀県後期高齢者医療広域連合議会

平成22年2月滋賀県後期高齢者医療広域連合議会臨時会会議録目次

○会議録 [2月17日(水)]

出席議員の番	香号氏名······	1
欠席議員の番	香号氏名······	1
会議に出席し	.た者の職氏名	1
議事日程		2
会議に付した	こ事件	2
開会		3
諸般の報告…		3
日程第1 会	会議録署名議員の指名	3
日程第2 会	ミ期の決定	3
日程第3 講	義案第1号(滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する	
条	条例の一部を改正する条例の制定について)	3
閉会		0

平成22年2月滋賀県後期高齢者医療広域連合議会臨時会会議録

平成22年2月17日

開会 午後2時00分

閉会 午後2時32分

平成22年2月滋賀県後期高齢者医療広域連合議会臨時会会議録

招集年月日 平成22年2月17日(水曜日)

招集場所 広域連合議会議場(滋賀県厚生会館4階)

会議に出席した議員(18名)

1番 佐藤 賢 2番 松 田 一 義 4番 富士谷 英 正 5番 橋 川 渉 6番 山 田 亘 宏 7番 國 松 正 一 8番 中 嶋 武嗣 9番 山 仲 善 彰 10番 谷 畑 英吾 11番 西川 喜代治 12番 濹 久 夫 13番 泉 峰 一 西 15番 岡 村 明雄 16番 竹 山 秀 雄 17番 宇 野 一雄 18番 伊藤定勉 19番 北 川 豊 昭 20番 久 保 久 良

会議に欠席した議員(2名)

3番 川 島 信 也 14番 大 林 宏

説明のため出席した者の職氏名

 広域連合長
 目 片
 信
 副広域連合長
 井 上
 正

 事務局長
 辻 義 昭
 事務局次長
 若 山 和 雄

 業務課長
 堀 部 眞 一

職務のため出席した者の職氏名

書 記 前 田 温 夫 主 任 主 事 茂 森 貴 洋

議事日程

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 議案第1号

(滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の

一部を改正する条例の制定について)

会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第1号

(滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の

一部を改正する条例の制定について)

開会 午後2時00分

(開会 開議)

○議長(中嶋武嗣君) ただいまから、平成22年2月滋賀県後期高齢者医療広域連合議会臨時会を開会いたします。

なお、報道関係者から本会期中における撮影許可の申し出がございましたので、議長に おいてこれを許可いたしましたので、ご承知おきいただきたいと思います。

それでは直ちに、本日の会議を開催いたします。

日程に先立ち、諸般の報告をいたします。

本日の出席議員は18名、欠席議員は2名。

欠席議員は川島信也君、大林宏君であります。

次に、本日の議事日程は、お手元に配布いたしておりますので、議事日程のとおりであります。

次に、本臨時会に説明員として出席通知のあった者の職・氏名は、お手元に配布いたしております文書のとおりでありますので、ご了承願いたいと思います。

(日程第1)

○議長(中嶋武嗣君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第97条の規定により、17番、宇野一雄君、18番、伊藤定勉君を指名いたします。

(日程第2)

○議長(中嶋武嗣君) 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りをいたします。

本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思いますが、これにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(中嶋武嗣君) ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

(日程第3)

日程第3、議案第1号を議題といたします。

書記より議件を朗読させます。

○書記(前田温夫君) 議件を朗読いたします。

議案第1号、滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正 する条例の制定について。

以上です。

○議長(中嶋武嗣君) 議件の朗読が終わりましたので、広域連合長から提案理由の説明 を求めます。広域連合長。

○広域連合長(目片 信君) 本日、議員の皆様方のご参集をいただき、平成22年2月 滋賀県後期高齢者医療広域連合議会臨時会を開会し、提出いたしました案件の審議を願う にあたりまして、その概要を説明させていただきます。

まずはじめに、本年1月1日付で、長浜市と東浅井郡2町及び伊香郡4町の市町合併がなされ、北村又郎副広域連合長並びに6名の議員の皆様が退任されました。

これまでのご尽力、ご支援に対しまして厚くお礼を申し上げますとともに、今後のご活躍をご祈念申し上げたいと存じます。

今臨時会は、平成22年度及び平成23年度の、第2期保険料の設定についてのご審議をいただくものであります。

本県の第2期保険料は、1人当たりの医療費の増嵩や、給付費の算定期間が1カ月延びて24カ月となったことなどから、現行の保険料に比べ、被保険者1人当たりの保険料は、約12%の上昇となります。

本来なら、この上昇分を被保険者の皆様にご負担願わなければならないところですが、 当広域連合といたしましては、できる限りその負担の軽減を図っていくため、今日まで幹 事会や課長会議で検討を重ねるとともに、長寿医療運営懇話会のご意見もお伺いしてきた ところであります。

こうした中、第1期保険料期間には、9億円の剰余金が生じる見込みとなり、また、資金運用益による利息7千万円についても活用することといたしました。

あわせて、国から各都道府県に対して、財政安定化基金の取り崩しにより、保険料の増加抑制を行えるよう依頼がありましたことから、本県においても、昨年12月には、県知事に対して基金の取り崩しの要請を行い、財政安定化基金から8億1千万円を保険料へ充当することといたしました。

これらをもとに、第2期保険料を算定いたしましたところ、所得割率が7.18%、被保険者均等割額が38,645円となり、3.19%にまで軽減することができ、皆様にご理解いただける保険料の設定とさせていただいたと考えております。

この機会に、高齢者医療制度をめぐる国の動きなどについて、ご報告させていただきます。

国では、現行制度に代わる新たな制度を構築するため、昨年11月に高齢者医療制度改革会議が設置され、議論が始まったところであります。

これまで3回の会議が開かれ、地域保険としての一元的運用の第一段階として、新たな制度の構築、市町村国保の広域化につながる見直しを行うなど、6つの基本的な考え方が示される中、公費の活用や各保険者間の財政調整など、公平の観点からの新制度の枠組みに関する論点の整理や、広域連合、市町村、都道府県など、新制度の運営主体についての議論がなされているところであります。

当広域連合といたしましては、こうした議論に加えて、将来にわたって安心できる医療・介護・年金などの社会保障全体のあり方を見据えた財源の確保についても、議論されるよう要望したところであります。

今後、夏ごろには中間とりまとめがされ、地方公聴会などを経て、年末には最終とりまとめがなされ、翌年の通常国会には、法案を提出するとのスケジュールが示されておりますが、議論の行方を注視して参りますとともに、今後とも、市町と十分な連携を図り、必要な意見を積極的に申し述べて参りたいと考えております。

現行の後期高齢者医療制度は、平成24年度をもって廃止されることとなってはおりますが、当広域連合といたしましては、国民皆保険を堅持し、高齢者の皆様が、将来にわたって安心して医療を受けていただくことを使命としているところであり、今後ともこの制度が続く限り、県や市町との連携を強め、万全を期して安定運営に努めてまいる所存でありますので、議員各位のご支援、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

それでは、今議会に提案しております議案第1号「滋賀県後期高齢者医療広域連合後期 高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明をいたします。

平成22年度及び平成23年度の第2期の保険料率につきましては、所得割率を100分の7.18、被保険者均等割額を38,645円と定めることとし、さらに、今般、国の平成21年度の補正予算において、財源措置がなされました、平成22年度の保険料についての軽減措置として、被扶養者であった被保険者に係る被保険者均等割額については9割の軽減を、また、被保険者均等割額が7割軽減される被保険者のうち、9割軽減の適用を受けない者については、8.5割の軽減を、平成21年度に引き続き、それぞれ措置するため、後期高齢者医療に関する条例の一部を改正するものであります。

以上、何卒ご審議をいただきますようお願い申し上げ、提案の説明とさせていただきます。

○議長(中嶋武嗣君) 提案理由の説明が終わりました。

議案第1号に対する質疑を行います。

議案質疑通告書が提出されておりますので、発言を許可いたします。

その順位は、お手元の議案質疑通告一覧のとおりであります。

それでは通告第1号、11番、西川喜代治君の発言を求めます。

○11番(西川喜代治君) 11番、西川喜代治でございます。

それでは通告をさせていただいております、議案第1号第2期保険料の設定に係る後期 高齢者医療に関する条例の改正について、目片広域連合長に2点につきましてご質問をさ せていただきます。

後期高齢者医療制度は、高齢化が急速に進展する中、国民皆保険を堅持するため、現役世代と高齢者が支え合う仕組みとして平成20年4月にスタートし、まもなく2年を迎えようとしております。

制度の施行当初は、国による周知が十分でなかったことから混乱が生じたものの、本県では市町と広域連合とが緊密な連携の下、制度の定着と安定に向け努力を重ねた結果、先般、広域連合と26市町との共同で実施いたしました健康と医療に関する高齢者意識調査でも、後期高齢者医療制度の今後の方向性について、後期高齢者では67%、前期高齢者でも50%の方々が現行制度のまま維持や、細やかな点を修正し現行制度の骨格を維持と答えられておりますことからも、制度は一定落ち着いてきた状況で推移しているものと考えております。

こうした中、新政権においては、平成24年度末での後期高齢者医療制度の廃止方針が 出され、地域保険としての一元的運用の第一段階として、高齢者のための新たな制度を構築する、年齢で区分するという問題を解消する、市町村国保の広域化につながる見直しを 行うなど、6つの基本的な考え方が示され、現在、国に設置された高齢者医療制度改革会 議において、新たな高齢者医療制度を構築するための議論が始まったところであります。

一方、我々広域連合議員は、市町に戻れば、国民健康保険の保険者として、国保財政の 健全運営の責任を担っております。

本県の国保加入者の年齢構成を見ましても、昭和60年には現役世代と高齢者の比率が 3対1であったものが、後期高齢者医療制度の施行の前年、平成19年度には53対47 と、この25年間で同数近くまで高齢者の加入率が増加をしております。

高齢者の増加により、医療費が上昇する一方で、保険料の収納率は、昭和60年度には96%に達していたものが、平成20年度には91%台にまで落ち込んでおります。

高齢化の進展による加入者の年齢構造の変化や、リストラ、倒産などによる被保険者からの国保への移行など、国保運営については非常に厳しい環境を強いられており、一般財源の投入など、保険者の自助努力だけでは如何ともしがたい状況が露呈しているとも考えられ、早急にこの制度の抱える課題を解決する方策を検討すべきであります。

高齢者医療制度改革会議においては、後期高齢者医療制度の廃止後の新たな高齢者医療制度だけでなく、市町村国保のあり方との両輪での検討を是非とも行っていただき、超高齢社会の進展とともに、経済の低成長時代に見合った医療保険制度の構築のため、将来を見通した安心できる制度改革の医療を行っていただくよう、強く望むものでございます。

そこで、当広域連合として、制度廃止を3年後に迎え、平成22年度並びに平成23年度の第2期保険料率の設定をすることになりますが、国においては、来年度から保険料について、高齢者の方々に十分配慮した水準に抑えるようにと見解を示されております。

このような中、本県においては、先ほど来、広域連合長から保険料の軽減策を講じられたとのご説明をいただいたところでありますが、保険料の設定に当たっての考え方、保険料の軽減対策のための具体的な措置、さらに所得階層別の保険料の額についてお伺いをいたします。

次に、この保険料の額については、被保険者の皆様にとっては大きな関心事でありますとともに、制度が始まってから初めての改定でもありますことから、被保険者をはじめ住民の皆様への広報・周知が大変重要となってくると考えておりますが、保険料に関する広報・周知について、今後どのように取り組まれておられるのか、以上、2点についてお伺いをいたします。

- ○議長(中嶋武嗣君)広域連合長。
- ○広域連合長(目片 信君) 西川議員の議案第1号「滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について」のご質問にお答えいたします。

まず、第2期保険料の設定についての3点のご質問についてお答えをいたします。

1点目の保険料の算定に当たっての考え方についてでございますが、保険料の算定にあ たりましては、保険者として、被保険者の皆様に安心して医療を受けていただくため、保 険財政の安定運営がもっとも大切であると考えております。

そのため、第1期の実績を踏まえながら、第2期の医療費や被保険者数の伸び、健康診査費や葬祭費の必要経費について、過大な見積もりとならないよう精査をするとともに、被保険者の保険料負担の軽減を図るため、幹事会、課長会議において議論を重ねながら、保険料の算定を行なったところであります。

次に2点目の、保険料軽減のための措置についてでございますが、国によりますと、第2期の保険料につきましては、第1期と比べ、1人当たりの医療費の伸びにより4.6%の増加、給付費の算定期間が23カ月から24カ月になったことにより4.3%の増加、後期高齢者負担率の改定、所得減少等により、全国ベースで14.2%の増加となるとしています。

本県では、第1期の平均保険料に比べ、約12%の上昇が見込まれることから、2つの 軽減措置を講じたところであります。

まず1つ目は、第1期における医療費が、当初の見込みよりも4%程度下回りますことから、9億円の剰余金が見込まれ、また、医療給付に係る運用益7千万円と合わせて、9億7千万円を繰り入れ、4.7%の軽減を図ることといたしました。

2つ目としては、県に設置されております財政安定化基金を活用することとし、昨年 12月に県知事に対し要請を行ないました。

その結果、財政安定化基金から、第2期における予想を上回る医療費の増加や保険料の収納減による財政不足に備えて、保険料賦課総額の3%を留保して、残りの全額8億1千万円を繰り入れることにより、4%の軽減を図ったところであります。

こうした措置を講じたことにより、被保険者均等割額は3.8, 6.4.5円、所得割率は7.1.8%となり、第1期の平均保険料との比較では、3.1.9%まで軽減を図ったところであります。

なお、平成22年度においても、被保険者均等割額が7割軽減となる方に対して8.5 割軽減とし、被用者保険の被扶養者であった被保険者の9割軽減の措置も引き続き講じる ことといたしております。

また、本県では、審査支払手数料については、第1期に引き続き、市町負担とすることにより、保険料の軽減を図っているところであります。

次に、3点目の、所得階層別の具体的な保険料額についてでございます。

1人世帯を例にとり説明いたしますと、公的年金額で80万円までの方では、年額

3,864円となり、47円の増額、率では1.23%の上昇となります。

また、所得割額のかからない上限額である公的年金153万円の方では、年額5,796円となり、70円の増、1.22%の上昇となります。

さらに、公的年金の平均額であります201万円の方では、年額48,148円となり、 1,168円の増、2.49%の上昇となります。

こうした方々については、平均保険料の上昇率の3.19%と比べても低い引き上げ率となっており、所得の低い方に一定配慮した保険料となったものと考えております。

次に、保険料設定に係る広報・周知についてお答えをいたします。

後期高齢者医療制度は、高齢者の皆様方にも一定のご負担をいただく中で、社会全体で 支える制度として設けられたものであります。

こうした趣旨から、保険料は後期高齢者医療制度の健全運営の根幹であり、被保険者の 皆様に十分ご理解をいただくことが大切で、このためにも議員ご指摘のとおり、広報・周 知が大変重要であると考えております。

そこで、第2期保険料が決定次第、速やかに各市町の広報誌への掲載をはじめ、リーフレットの全戸配布や新聞紙面の活用、関係団体の機関誌への掲載を行なうとともに、路線バスへの中吊り広告、医療機関や高齢者施設等でのポスターの掲示など、きめ細やかな広報・周知を行なうことにより、保険料はもとより、制度への理解を一層深めていただけるよう取り組んで参りたいと考えております。

ご質問にございましたとおり、現在、国では、現行制度に代わる新たな高齢者医療制度 の構築に向けた議論が始まっております。

後期高齢者医療制度は、10年の長きにわたり、議論の末に施行されたところであり、 この制度に代わる新たな高齢者医療制度の構築に当たっては、財源も含めて国民の納得が 得られるよう、十分な議論を行なっていただくことが必要であります。

私といたしましては、医療・介護・年金は、高齢者の皆様が安心して暮らしていただく ためのセーフティーネットとしての役割を担う重要な社会保障制度であると考えており、 将来を見据えた安定した医療保険制度となるよう、今後とも、国に対して積極的に意見を 申し述べて参りたいと考えております。

以上、答弁といたします。

- ○議長(中嶋武嗣君) 11番、西川喜代治君。
- ○11番(西川喜代治君) 大変詳細にお答えをいただきまして、本当にありがとうござ

います。

第1期の保険料期間におきましては、制度が混乱した中ではございますが、堅実な運営をしていただいたものと思っております。

第2期におきましても、国の動向、あるいは県下の医療費の動向を十分見極めていただきまして、広域連合と市町との連携を図り、制度の安定運営に努めていただきますようにお願い申し上げまして、ご質問を終わらせていただきます。

ありがとうございます。

○議長(中嶋武嗣君) 以上で、通告による質疑は終了いたしました。

これをもちまして質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

議案第1号については、通告による討論はございません。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りをいたします。

議案第1号「滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正 する条例の制定について」は、原案のとおり決することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長(中嶋武嗣君) はい、ありがとうございました。起立全員であります。

よって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

これをもちまして、平成22年2月滋賀県後期高齢者医療広域連合議会臨時会を閉会といたします。大変ご苦労様でございました。

閉会 午後2時32分

滋賀県後期高齢者医療広域連合議会会議規則第97条の規定により下記に署名する。

平成22年2月17日

滋賀県後期高齢者医療広域連合議会議長 中嶋 武 嗣

署名議員 宇野一雄

署 名 議 員 伊藤 定 勉